

# 2020 年度税制改正における子会社からの 配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた 租税回避への対応の留意点

Issue 125, September 2020

## In brief

2020 年度(令和 2 年度)税制改正において、国際的な租税回避への対応の観点からは、子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する租税回避に対し、受け取った配当のうち、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる措置(以下、「本措置」という。)が創設され、令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用されています。本措置の概要については、2020 年 1 月発行ニュース([Issue 121: 2020 年度税制改正における子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応](#))をご参照ください。

本ニュースレターでは、M&A を検討する際に留意が必要な点や適用除外に係る留意点について紹介します。

## In detail

### 1. 子会社を通じた買収時の留意点

以下のいずれかの適用除外要件を満たす子法人を通じて、関係法人を買収することで本措置の適用を回避することに対する防止規定(以下、「適用回避防止規定」という。)が講じられています。

- 特定関係子法人が内国法人であり、設立から、配当受取法人との間で、特定支配関係を有することとなった日まで、継続して発行済株式等の 90%以上を内国法人等によって保有されていた場合(以下、「内国株主割合要件」という。)
- 特定支配関係発生日から 10 年を経過した日以後に配当等が行われる場合(以下、「10 年超支配要件」という。)

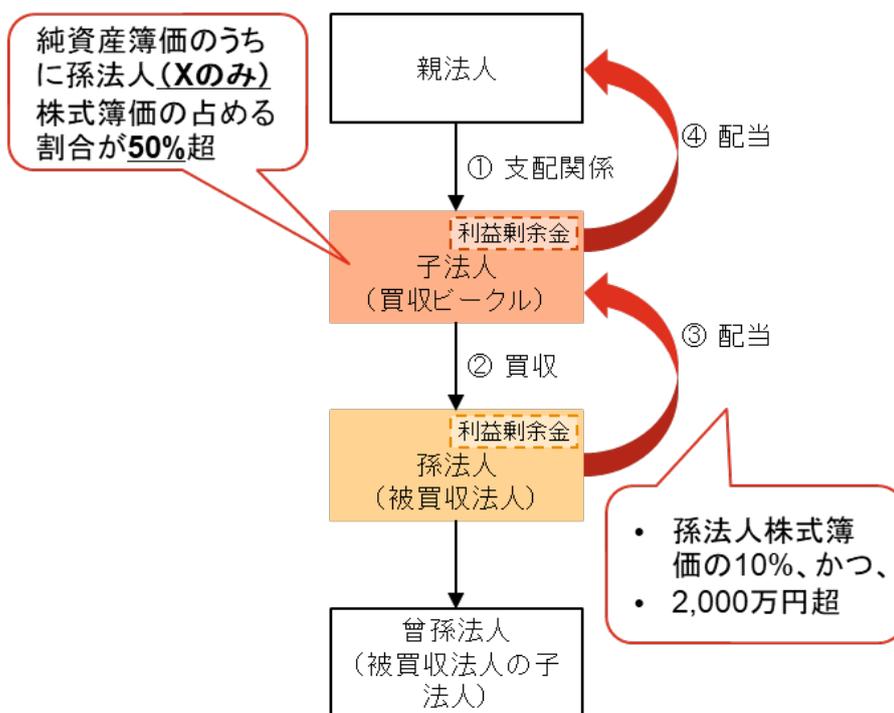
適用回避防止規定の概要として、子法人(配当等の額を受けた事業年度の前事業年度の総資産の帳簿価額のうちに各基準時直前の孫法人株式の帳簿価額の占める割合が 50%を超えるもの)が、孫法人から 1 事業年度中に受ける配当等の額が、孫法人株式の帳簿価額の 10%を超え、かつ、2,000 万円を超える場合には、次によることとされています。

- ① 子法人は内国株主割合要件及び 10 年超支配要件を満たさないこととされる。
- ② 子法人が孫法人から特定支配日等以後に受けた配当等の額を、子法人の「特定支配前に稼得した利益剰余金の額」に加算する(これにより、当該配当等の額は子法人において特定支配後に稼得した利益剰余金の額として扱われないことになる。)

- ③ 子法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件のいずれかを満たす場合には、上記②における子法人の「特定支配前に移得した利益剰余金の額」はゼロとし、子法人が孫法人から特定支配日以後最初に配当等の額を受けた日を特定支配日とみなす。

なお、孫法人及び曾孫法人の全てが内国株主割合要件又は10年超支配要件のいずれかを満たす場合には、適用回避防止規定は適用されません。

【イメージ図】



実務上、直接に被買収法人の株式を取得するのではなく、買収ビークルや既存の子会社を通じて会社買収を行うケースが見受けられます。このような場合には、子法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件を満たす場合でも、適用回避防止規定に該当することにより、本措置が適用されるケースが生じ得るため留意が必要です。既存の持株子会社等を通じて会社買収を行う場合でも、その子会社の総資産簿価のうち被買収法人の株式簿価が占める割合が50%超となる場合には、この適用回避防止規定の適用が生じ得るため、見落としがないよう買収前に検討を行う必要があります。適用回避防止規定が適用される場合には、親法人が有する子法人株式の帳簿価額が減額されるため、将来に親法人が子法人株式を売却する際や子法人が減資・自己株式取得を行う場合などに株式譲渡損の減額という形で影響が生じます。

## 2. 適用除外に係る留意点

法人が、配当決議日において関係者と併せて株式または議決権等の50%超を直接または間接に保有（以下、「特定支配関係」）する子会社（以下、「特定関係子法人」）から配当等を受け取る場合で、当該特定関係子法人から同一の事業年度内に受け取る配当等（一定のみなし配当を含む）の合計額（以下、「対象配当金額」）が、特定子法人株式等の帳簿価額の10%を超える場合には、以下に掲げる一定の場合を除き、原則として受け取った配当等の金額のうち、益金不算入相当額を当該特定関係子法人株式等の帳簿価額から減額することとなります。

- イ) 内国普通法人である他の法人の設立の時から特定支配日（注1）までの期間を通じて、その発行済株式又は出資の総数等の90%以上を普通法人等（注2）が有する場合（当該期間を通じて90%以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。）

（注1）法人が当該他の法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日をいいます。

(注2) 内国普通法人、協同組合等及び居住者をいいます。

ロ) 特定支配日が対象配当等の額を受ける日の属する他の法人の事業年度開始の日前である場合において、(イ)に掲げる金額から(口)に掲げる金額を減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上である場合(当該減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。)

(イ) 当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額

(口) (イ)の事業年度終了の日の翌日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額の合計額

(ハ) 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額

ハ) 特定支配日から対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合

二) 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が2,000万円を超えない場合

#### 適用除外に係る留意点①: 内国法人の保有割合が90%以上であることを証する書類

上記のイの「当該期間を通じて90%以上であることを証する書類」については、令和2年6月30日に国税庁が通達を公表し、以下の通りとされています。

〈法人税法基本通達2-3-22の6〉(内国株主割合が90%以上であることを証する書類)

令第119条の3第7項第1号((移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例))の「当該期間を通じて当該割合が100分の90以上であることを証する書類」とは、設立の時の株主の状況及び当該設立の時から特定支配日(同号に規定する特定支配日をいう。)までの株主の異動の状況が確認できる書類のそれぞれをいうことから、例えば、これらの状況が確認できる商業登記簿謄本、株主名簿の写し、株式譲渡契約書又は有価証券台帳等はこれに該当する。

しかしながら、上記の株式譲渡契約書や有価証券台帳により、設立の時の株主の状況及び当該設立の時から特定支配日までの間の内国法人の保有割合が100分の90以上であることを証明するために、どのような記載を要するのかについては現時点では明確になっておらず、また、株主名簿の写しを除く上記で例示された書類のみでは、株主の異動を直接的に証明することができないケースが想定されますので、上記の例示の書類の組み合わせやそれ以外の書類の準備が必要と考えられます。

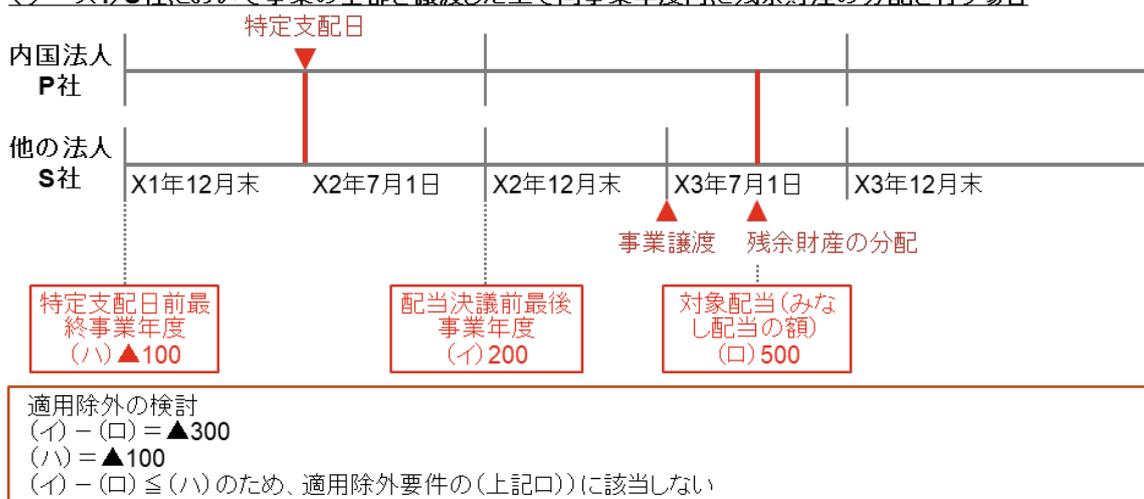
#### 適用除外に係る留意点②: 特定支配後に生じた利益を原資とする配当

内国法人(3月決算)であるP社が外国法人であるS社(12月決算)の発行済株式の100%をX2事業年度の7月1日において取得し、X3事業年度中にS社が事業の全部を譲渡した上でP社がS社を清算するケースを想定します。S社の清算に係る残余財産の分配からみなし配当が生じる場合において、当該残余財産の分配の時期による適用除外に係る影響の有無を比較します。

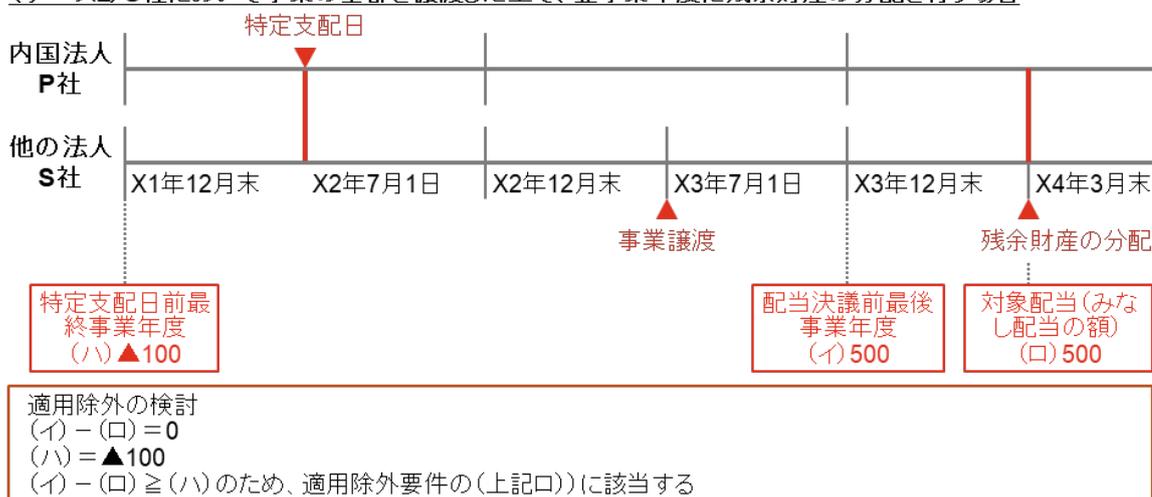
## (前提事項)

- X1年12月期におけるS社の利益剰余金は▲100とする。
- X2年7月1日にP社はS社の発行済株式の全部を取得し、X2年12月期におけるS社の利益剰余金は200とする。
- X3年7月1日にS社は事業の全部を譲渡し、事業譲渡を含むX3年における当期純利益は300であるものとする。
- 残余財産の分配に係るみなし配当の額は500とする。

## (ケース1) S社において事業の全部を譲渡した上で同事業年度内に残余財産の分配を行う場合



## (ケース2) S社において事業の全部を譲渡した上で、翌事業年度に残余財産の分配を行う場合



上記のとおり、事業譲渡により生じた利益の300については特定支配後に生じた利益となりますが、設例のように特定支配後に獲得した利益が、特定関係法人の利益剰余金を構成しない状態で配当を行う場合、適用除外(上記ロ)に係る算式に当てはめると、本措置の規定に抵触するケースが生じる可能性があります。

### 3. 株式帳簿価額の管理

本措置の適用対象となる配当は、子会社株式の帳簿価額の10%相当額を超える配当(※1)です。

(※1) 同一事業年度内に配当が複数回ある場合には、それらの合計額。みなし配当を含む。ただし、完全支配関係内のみなし配当を除く。

このことから、本措置の適用を検討するに当たっては、配当の時ににおける子会社株式の帳簿価額を把握・管理することが重要となります。本措置の適用となった子会社株式については、原則としてその配当額のうち益金不算入相当額が法人税申告書別表5(1)において子会社株式の減額(利益積立金の減額)として取り扱うこととなります。

#### 【仕訳イメージ】

前提:子会社から受け取る配当の額100は全額益金不算入となり、本措置の適用を受ける。

#### 会計

(借方)現金100 / (貸方)受取配当(営業外収益等)100

#### 税務

(借方)現金100 / (貸方)受取配当100(益金不算入・減算社外流出)

(借方)利益積立金100 / (貸方)子会社株式100(別表5(1)で処理)

実務上、法人税申告書別表5(1)において、子会社株式の評価損等に係る帳簿価額の減額は記載されるものの、個別の銘柄毎に明確に管理がされていないケースも見受けられます。

また、本措置の適用を受けた子会社株式の帳簿価額は、その後、減額された帳簿価額を基礎として本措置の判定がされます。したがって、一度、本措置の適用を受けると、その後、子会社から受け取る配当の額が減額後の子会社株式の帳簿価額の10%を上回り、継続して本措置の適用を受けることも想定されるため、留意が必要です。

本措置の適用の有無の検討は株式の譲渡等が行われた時期ではなく、配当を受ける際に申告調整の有無の検討が必要となります。上記の通り、多数の銘柄の有価証券を有する会社においては、本措置の適用の有無に係る判定の計算や管理が煩雑となり、本措置の適用を見落としなく検討する観点から、別途、網羅性・可視性を備えた適切な管理を実施することが望ましいと考えられます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
山岸 哲也

シニアマネージャー  
岩田 哲靖

マネージャー  
玉木 寿典

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.